



2026年5月14日

各位

会社名 株式会社 紀陽銀行
代表者名 取締役頭取 原口 裕之
(コード番号 8370 東証プライム)
問合せ先 取締役専務執行役員
経営企画本部長 丸岡 範夫
(TEL 073 - 426 - 7133)

**「株式分割」および株式分割に伴う「定款の一部変更」ならびに
「株主優待制度の導入」に関するお知らせ**

当行は、本日開催の取締役会において、株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更ならびに株主優待制度の導入について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

株式分割により、当行株式の投資単位当たりの金額（最低投資金額）を引き下げ、投資家の皆さまにとってより投資しやすい環境を整えることで、株式流動性の向上と投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割の方法

2026年9月30日（水）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき3株の割合をもって分割いたします。

② 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	67,300,000株
今回の株式分割により増加する株式数	134,600,000株
株式分割後の発行済株式総数	201,900,000株
株式分割後の発行可能株式総数	360,000,000株

③ 株式分割の日程

基準日公告日（予定）	2026年9月14日（月）
基準日	2026年9月30日（水）
効力発生日	2026年10月1日（木）

(3) その他

① 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額に変更はありません。

② 配当について

今回の株式分割は、2026年10月1日を効力発生日としておりますので、2026年3月31日を基準日とする2026年3月期の期末配当金、および2026年9月30日を基準日とする2027年3月期の中間配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年10月1日（木）をもって、当行定款第6条に定める発行可能株式総数を分割比率に合わせて変更いたします。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分)

現 行	変更後
<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>1億2,000万株</u>とする。</p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>3億6,000万株</u>とする。</p>

(3) 変更の日程

取締役会決議日	2026年5月14日（木）
効力発生日	2026年10月1日（木）

3. 株主優待制度の導入について

(1) 導入の目的

株主の皆さまの日頃からのご支援に感謝するとともに、当行株式への投資魅力を高め、より多くの皆さまに当行株式を保有していただくことを目的として、株主優待制度を導入いたします。

また、和歌山県の特産品等を優待品として全国の株主さまにお届けすることにより、和歌山県の魅力を発信し、地域経済の活性化につなげてまいります。

(2) 株主優待制度の概要

① 基準日

2026年9月30日を初回基準日とし、以降、毎年3月31日を基準日といたします（年1回）。

② 対象となる株主さま

毎年3月31日現在の株主名簿に記載された、**1,000株以上（分割後）**^{※1}の当行株式を**1年以上継続して保有**^{※2}されている株主さまを対象といたします。

※1：初回基準日の2026年9月30日の保有株式数は、2026年10月1日効力発生の株式分割の分割比率に応じた保有株式数に置き換えて判定いたします。（例：分割後1,000株以上＝分割前334株以上）

※2：「1年以上継続して保有」とは、基準日を3月31日とし、9月30日および3月31日の当行の株主名簿に、同一株主番号で連続して3回以上かつ1,000株以上（初回基準日の判定方法は上記※1のとおり）の保有が記録されていることで判定いたします。

ただし、初回（2026年9月30日基準）は保有期間にかかわらず対象とし、2回目（2027年3月31日基準）は継続して半年以上保有する株主さまを対象といたします。

基準日	継続保有期間について	
初回 2026年9月30日	定めなし	2026年9月30日現在の株主名簿に 1,000株以上（分割後） [※] の株式保有が記載又は記録された株主さま ※2026年10月1日効力発生の株式分割の分割比率に応じた保有株式数に置き換えて判定
2回目 2027年3月31日	継続して 半年以上	2026年9月30日と2027年3月31日現在の株主名簿に同一株主番号で 連続して2回かつ1,000株以上の株式保有が記載又は記録された株主さま
3回目以降 2028年3月31日～	継続して 1年以上	毎年3月31日および9月30日現在の株主名簿に同一株主番号で 連続して3回以上かつ1,000株以上の株式保有が記載又は記録された株主さま

③ 優待内容

保有株式数(分割後)	優待内容
1,000株以上 3,000株未満	3,000円相当のカタログギフト(和歌山県産品等)
3,000株以上	5,000円相当のカタログギフト(和歌山県産品等)

※優待品の発送は、お届けの住所が日本国内の株主さまに限らせていただきます。

(ご参考) 分割考慮前の株式数

保有株式数(分割前)	優待内容
334株以上 1,000株未満	3,000円相当のカタログギフト(和歌山県産品等)
1,000株以上	5,000円相当のカタログギフト(和歌山県産品等)

(3) その他

上記の優待内容は、現時点での予定している内容であり、今後見直しとなる可能性がございます。株主優待制度の詳細につきましては、改めてホームページ等でご案内させていただく予定です。

以 上

株式分割に関するよくあるご質問

Q1. 株式分割を行う目的は何ですか。

A1. 株式分割により、当行株式の投資単位当たりの金額（最低投資金額）を引き下げ、投資家の皆さまにとってより投資しやすい環境を整えることで、株式流動性の向上と投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

Q2. 保有する株式の資産価値に影響はありますか。

A2. 株式分割の前後で、当行の資産や資本に変わりはありませんので、本分割の実施に伴って、株主の皆さまの保有株式の資産価値が変わるものではありません。
保有株式数は3倍に増加しますが、1株当たりの純資産額は3分の1となります。

Q3. 受け取る配当金に影響はありますか。

A3. 株式分割によって保有する株式数が3倍になることに伴い、1株当たりの年間配当金は3分の1となりますので、株式分割によってお受け取りになる配当金の総額が変動することはございません。

Q4. 株主は何か手続きが必要ですか。

A4. 特段のお手続きをお取りいただく必要はございません。

Q5. 株式の売買停止期間はありますか。

A5. 売買停止期間はございません。

ただし、売買後の株式の振替に要する日数などの関係で、現在の株価・保有株式数でのお取引は2026年9月28日までとなります。

2026年9月29日からは株式分割後の株価・保有株式数でのお取引となり、当該株式の受け渡しは2026年10月1日の効力発生日以降となります。

【株式分割に関するお問い合わせ先】

株式分割に関しましてご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
電話0120-094-777（通話料無料）
（午前9時から午後5時まで（土・日・祝祭日を除く））